

改正

令和2年6月17日告示第122号

令和4年3月31日告示第67号

令和4年4月1日告示第78号

令和4年10月12日告示第146号

令和6年6月10日告示第103号

郡上市林業技術者育成・確保事業補助金交付要綱

郡上市森林・林業人材育成事業補助金交付要綱（平成25年郡上市告示第59号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、適正で安全な森林整備の実施及び野生鳥獣による森林被害を防止することを目的に、専門的な知識や技術を有する人材の育成又は新たな人材を確保するために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、郡上市補助金等交付規則（平成16年郡上市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の対象）

第2条 補助金の対象事業、対象者、対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 前項の基準により算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に規定する申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、別表事業種目の欄に掲げる区分に応じ、同表申請書添付書類の欄に掲げる書類を添付するものとする。

2 申請者は、有害鳥獣森林被害対策事業については、事業の完了後、速やかに申請書に別表申請書添付書類の欄に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

（軽微な変更の範囲）

第4条 規則第11条の市長が認める軽微な変更は、補助対象事業費の減額のうち20パーセント以下の変更とする。

（実績報告）

第5条 申請者は、補助対象事業が終了したときは、規則第14条に規定する実績報告書（以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、別表事業種目の欄に掲げる区分に応じ、同表実績報告書添付書類の欄に掲げる書類を添付するものとする。

（その他）

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月17日告示第122号）

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第67号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第78号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月12日告示第146号）

この告示は、令和4年10月12日から施行する。

附 則（令和6年6月10日告示第103号）

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第5条関係）

事業種目	補助対象者	補助対象経費	補助率又は補助金額	申請書添付書類	実績報告書添付書類
林業技術者育成	市内に住所を有する者若しくは市内に通学する者又は市内に事務所等を有する団体	森林施業に必要な資格取得、研修会、講習会等の受講に係る経費（受講料、テキスト代及び受験料）	2分の1以内の額。ただし、高校生については10分の10以内の額とし、1人当たり上限10万円	1 研修会、講習会等の開催要項 2 受講費用がわかる書類 3 受講者名簿（学生にあっては在学証明書又は学生証の写し）	1 受講に要した費用の領収書等 2 受講証明書や修了証等の写し
		森林施業に必要な資格取得、研修会、講習会等の開催に係る経費（需用費及び備品費）	2分の1以内の額。ただし、高校生を対象に実施する場合は10分の10以内の額とする。	1 研修事業の計画が確認できる書類 2 研修実施に係る費用がわかる書類 3 受講者名簿（学生にあっては在学証明書又は学生証の写し）	1 研修事業の実施内容が確認できる書類 2 研修実施に要した費用の領収書等
		上記研修等が平日に実施される場合は、受講者の1日分の賃金相当額	使用者が支払う1日分の賃金相当額。ただし、1人当たり1日につき上限6,000円とし、他に補助がある場合には、その差額とする。	受講者の1日分の賃金相当額がわかる書類	
	市内に事務所又は事業所を有する森林組合、林業事業者等	高性能林業機械等の森林施業の実地研修に係る経費（報償費、旅費、宿泊費、需用費（食料費	2分の1以内の額	1 研修事業の計画が確認できる書類 2 研修実施に係る費用がわかる書類	1 研修事業の実施内容が確認できる書類 2 研修実施に要した費

		を除く。)、役務費、使用料及び賃借料をいう。)			用の領収書等の写し
新規林業就業者確保	市内に事務所又は事業所を有する森林組合、林業事業体等	森林組合、林業事業体等が実施するインターンシップ等の受入れに係る経費	2分の1以内の額。ただし、1人当たり上限10万円	1 インターンシップ等の開催要項 2 受講生の受入れに係る費用がわかる書類 3 研修生が確認できる書類（運転免許証、学生証等の写し）	1 インターンシップ等の実施内容が確認できる書類 2 受入れに要した費用の領収書等
		合同企業説明会等への参加に係る経費（参加費、旅費及び宿泊費（食料費を除く。）をいう。)		1 合同企業説明会等の開催要項 2 参加に係る費用がわかる書類	1 合同企業説明会等の実施内容が確認できる書類 2 参加に要した費用の領収書等
森林被害対策	市内に住所を有し、市が任命する鳥獣被害対策実施隊に入隊し、有害鳥獣の捕獲や被害防止対策の実施に取り組む者	新規の第一種銃猟免許取得に必要な経費及び猟銃等の購入並びに所持許可に係る経費（旅費、食料費を除く。）で次に掲げるもの 1 各種の講習及び試験又は申請に係る経費 2 猟銃及び保管庫等の購入費 3 教習射撃に係る経費 4 狩猟登録に係る経費	2分の1以内の額。ただし、1人当たり上限10万円	第一種銃猟免許取得及び猟銃の購入等に係る費用がわかる書類	1 第一種銃猟免許の写し 2 猟銃所持許可証の写し 3 第一種銃猟免許取得及び猟銃の購入等に要した費用の領収書等 4 誓約書（別記様式）